

教委教第248号
令和4年4月28日

各市町教育委員会教育長 様
各市町立小中学校長 様

佐賀県教育庁教職員課長

夏季の服装について（通知）

このことについては、別紙「夏季における服装について」により取り組むこととしますので、各学校におかれては、この趣旨を御理解のうえ、地球温暖化対策及び節電意識の向上並びに職員の公務能率の維持向上のための取組に御協力ください。

担当：小中学校人事
電話：0952-25-7212
内線：3234

(別紙)

夏季における服装について

1 目的

地球温暖化対策及び節電意識高揚のため冷房設定温度を28℃とし、その環境で快適に過ごすためのクールビズを次のとおりとする。

ただし、以下に示すクールビズの実施が、生徒指導上の問題等により学校運営上支障をきたすと考えられる場合は、その限りではない。

2 内容

(1) 原則として、上着及びネクタイの着用は要しない。

児童・生徒の教育上、厳粛な雰囲気づくりが必要な式典等を除き、6月1日から9月30日までの期間は、基本的に上着及びネクタイの着用を要しないものとする。

また、移行期間(5月1日から5月31日まで)は、必ずしも、上着及びネクタイの着用を要しないものとする。

ただし、上記期間中(5月1日から9月30日まで)の服装は、状況に応じた自然で清涼感のある服装を着用するなどして、生徒、保護者等に対して教育上の配慮を失しないようにすること。

なお、各学校の児童・生徒の服装の移行期間に合わせての実施も可とします。

(2) 来校者に理解を求めするため、執務室の入口等に次のような掲示を行うとともに、「学校だより」等により生徒・保護者の理解を得るように努める。

(文例)

『地球温暖化対策のため
室温は28℃
クールビズ実施中』

軽装・ノーネクタイに御理解をお願いします。
来校の方も、差し支えなければ、
軽装等のクールビズに御協力をお願いします。

(3) 来校者への働きかけ

外部の方が出席される会議等における上着及びネクタイ着用の取扱いについては、開催通知等に以下の文例を参考とした記載を行うなど、職員のコールビズについて行事出席者に趣旨の理解を促すとともに、併せて行事出席者に対してクールビズでの参加を呼びかけることとする。

(文例)

佐賀県では、学校も含め県を挙げて、地球温暖化対策及び節電意識高揚のため夏季期間中は上着及びネクタイを着用しないこととしております。行事出席に際しましては、趣旨を御理解いただき、差し支えなければ、軽装等のクールビズでの御出席をお願いいたします。